

別図

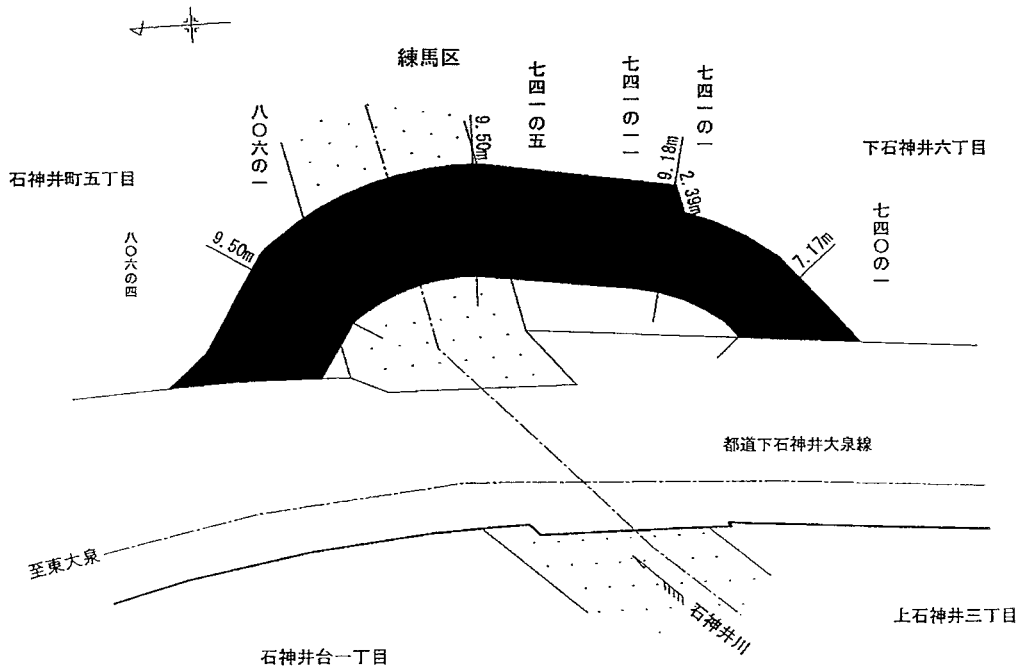
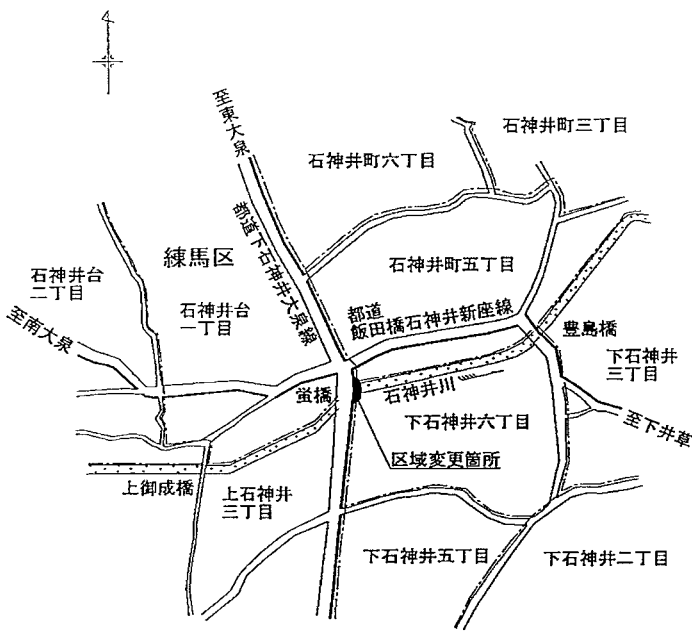
都道下石神井大泉線区域変更略図  
練馬区下石神井六丁目〜石神井町五丁目

●東京都告示第四百六十六号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成二十七年三月十九日から起算して

二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
平成二十七年三月十九日  
東京都知事 外 添 要 一  
一 路線名 下石神井大泉

二 変更の区間 練馬区下石神井六丁目七百四十番一地内から同区石神井町五丁目八百六番四地内まで  
三 変更の概要 別図表示のとおり

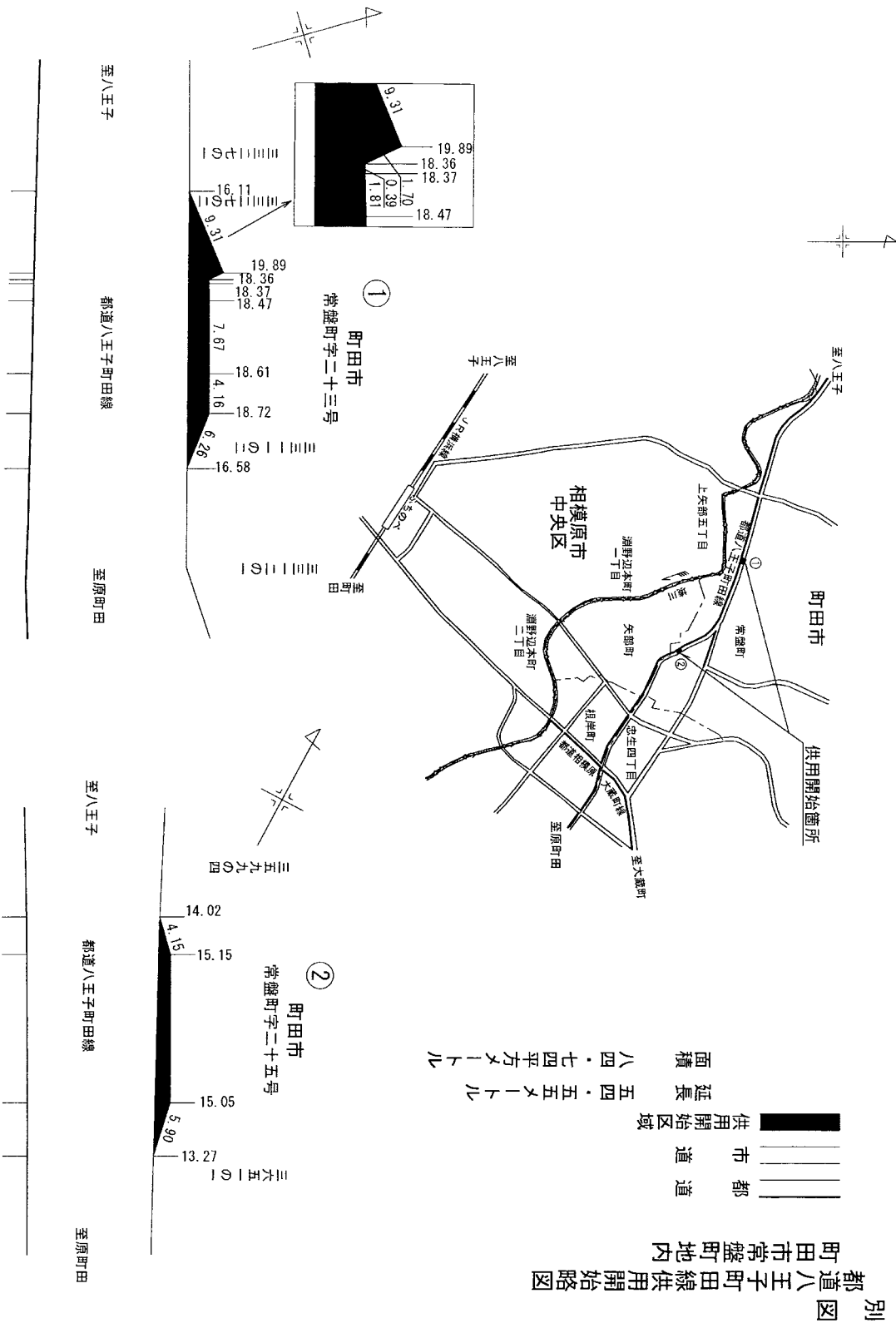
都道  
特別区道  
編入区域  
延長 五五・五〇メートル  
面積 四七九・八〇平方メートル



●東京都告示第四百六十七号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項  
 の規定により、次の都道の供用を開始する。  
 その関係図面は、平成二十七年三月十九日から起算して

二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 平成二十七年三月十九日  
 東京都知事 外 添 要 一  
 一 路線名 八王子町田

二 供用開始の区間 町田市常盤町字二十三号三千三百二十七番一地从先から同市常盤町字二十五号三千六百五十一番一地从先まで  
 三 供用開始の概要 別図表示のとおり  
 四 供用開始の期日 平成二十七年三月十九日



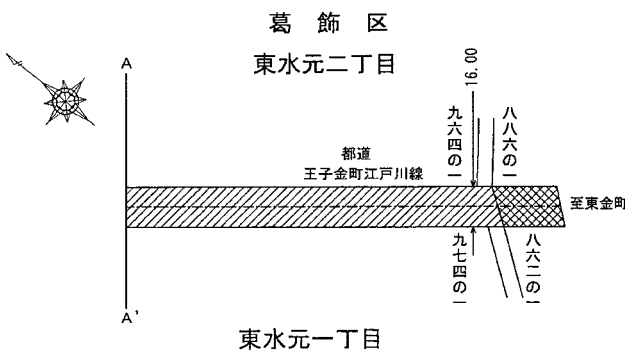
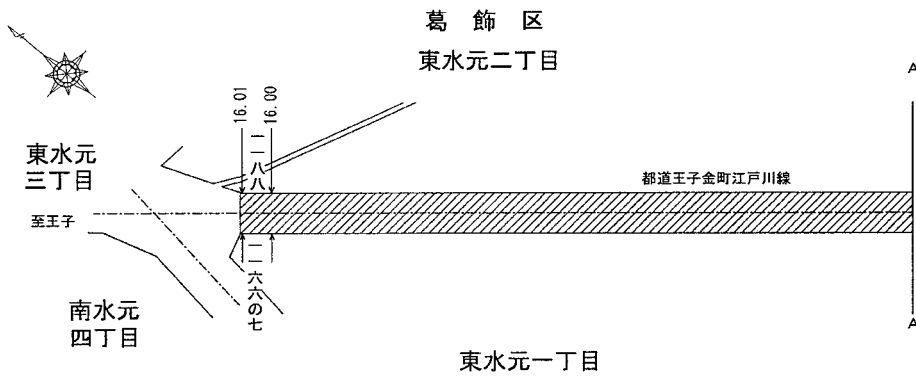
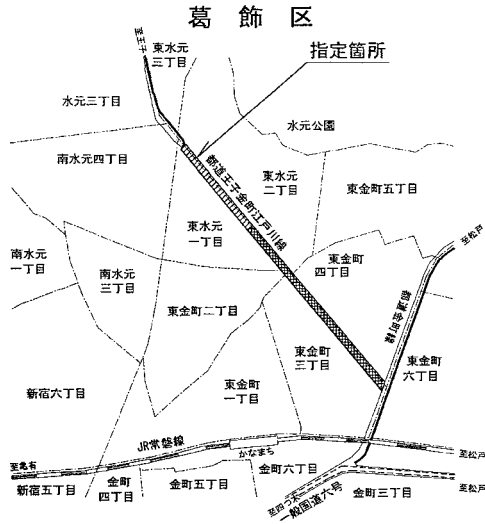
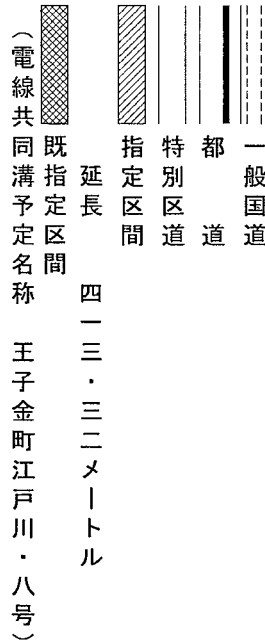
別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
都道王子金町江戸川線  
葛飾区東水元二丁目～東水元一丁目

●東京都告示第四百六十八号  
電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

備すべき道路を次のように指定する。  
平成二十七年三月十九日  
東京都知事 外 添 要 一  
一 路線名  
都道王子金町江戸川線

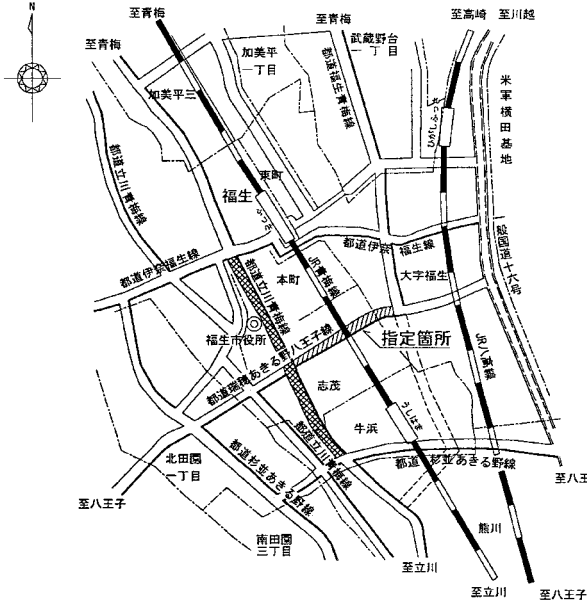
二 指定する区間  
葛飾区東水元二丁目千百八十八番地先から同区東水元一丁目八百六十二番一  
地先まで  
三 指定の概要  
別図表示のとおり



●東京都告示第四百六十九号  
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

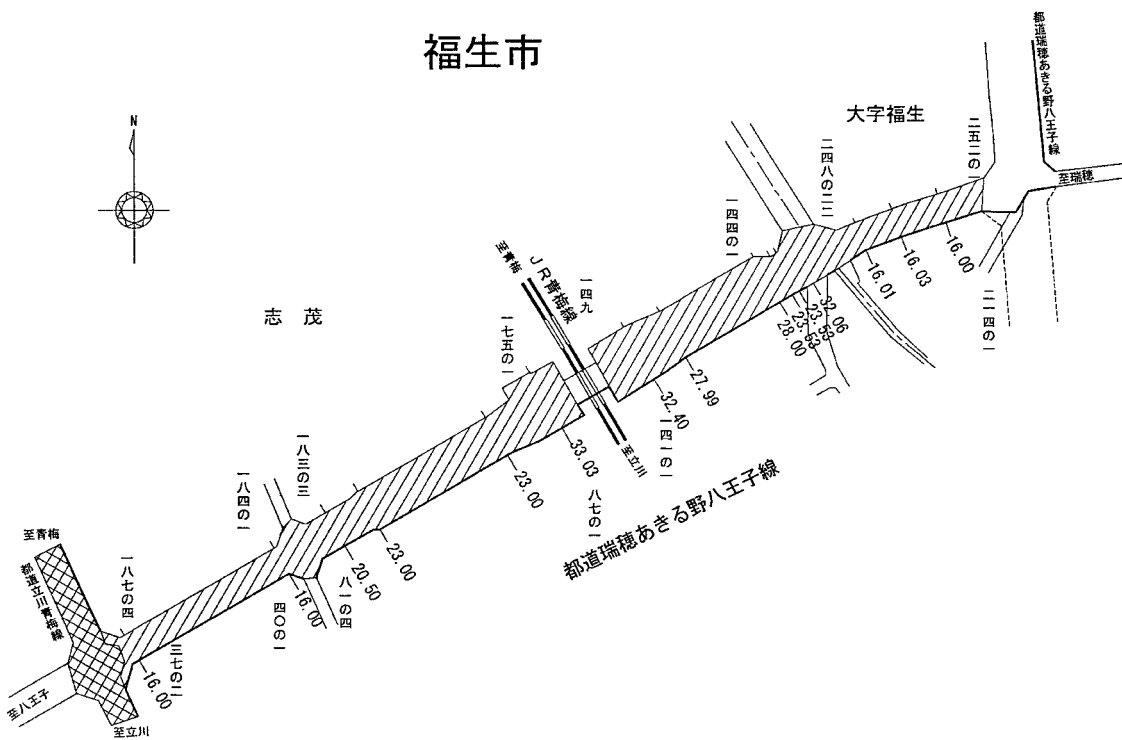
別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
 都道瑞穂あきる野八王子線  
 福生市志茂く大字福生



延長 五〇・八〇メートル  
 指定区間  
 市道  
 都道  
 一般国道  
 既指定区間  
 (電線共同溝予定名称 瑞穂あきる野八王子・五号)

福生市



備すべき道路を次のように指定する。  
 平成二十七年三月十九日  
 東京都知事 舩添 要一  
 一 路線名 都道瑞穂あきる野八王子線

二 指定する区間 福生市志茂三十七番二地内から同市大字福生二百五十二番一地内まで  
 三 指定の概要 別図表示のとおり

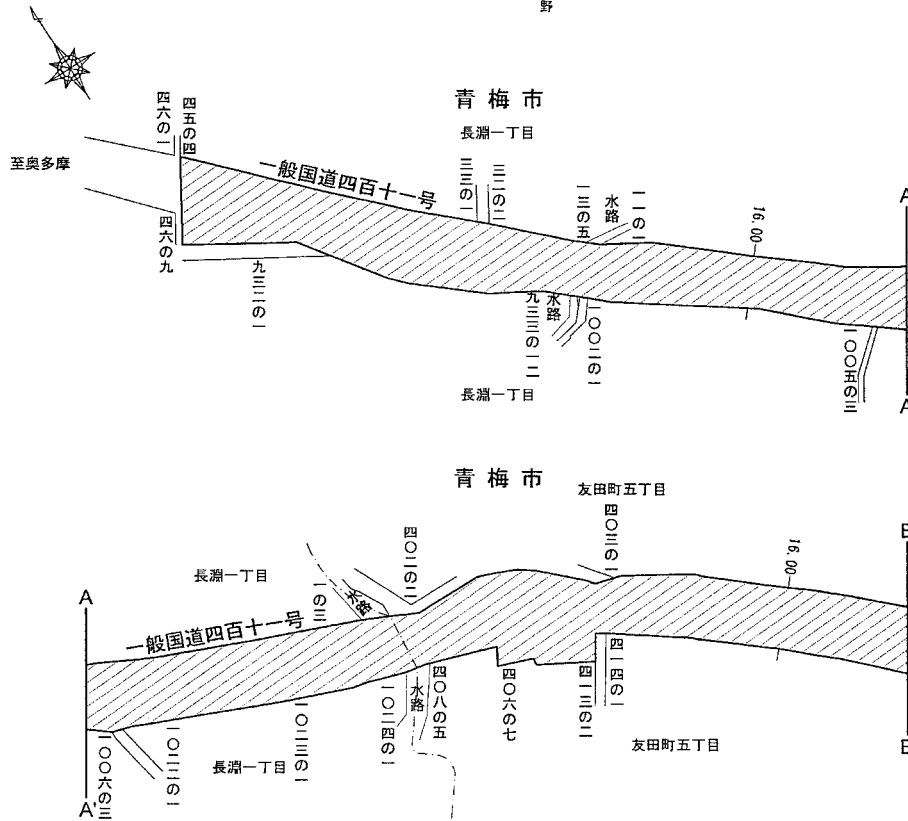
●東京都告示第四百七十号  
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号) 第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別 図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
 一般国道四百一十一号

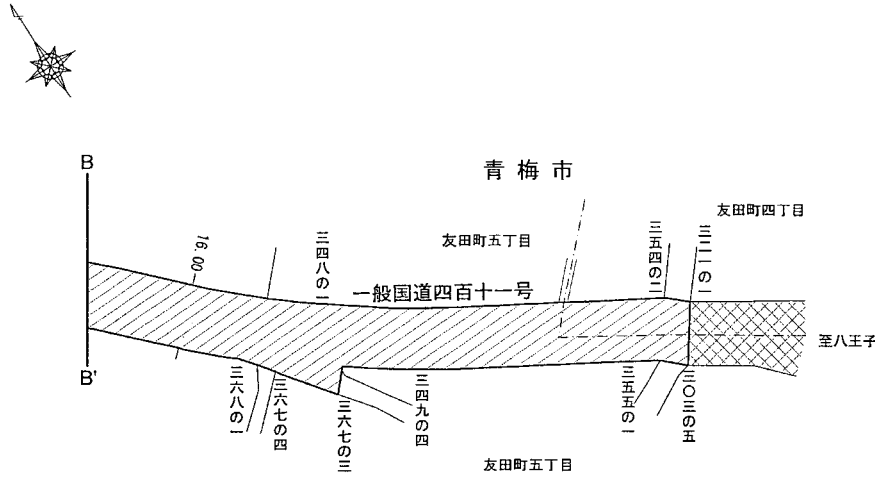
青梅市友田町五丁目～長淵一丁目

- 一般国道
- 都 道
- 市 道
- 指定区間
- 延長 五六三・九五メートル
- 既指定区間
- (電線共同溝予定名称 国道四百一十一号・五号)



備すべき道路を次のように指定する。  
 平成二十七年三月十九日  
 東京都知事 外 添 要 一  
 一 路線名 国道四百一十一号

二 指定する区間  
 青梅市友田町五丁目三百三番五地先から同市長淵一丁目四十五番四地内まで  
 別図表示のとおり



# 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年三月十九日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十七年二月十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人UNSO
- 三 代表者の氏名  
萩原 孝一
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都葛飾区亀有三丁目三十八番一号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、世界平和を祈念する独立機関として国際紛争の解決を目指し、国や地域、人種や民族間の争いを「わもん」（聞くことによるコミュニケーション行為）を通して調停・調整することで、世界平和の実現に貢献していくことを目的とする（以上原文のまま掲載）

一 申請のあつた年月日

平成二十七年二月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人こども活動おうえんだん

三 代表者の氏名

池田 尚人

四 主たる事務所の所在地

東京都江戸川区松江二丁目二十六番十九号

五 定款に記載された目的

この法人は、サッカーなどのスポーツや学習機会の提供を通し、青少年を中心とした市民に対して、サッカー及びスポーツの普及振興、青少年の健全な心身の発達、育成に関する事業を行い、広くスポーツ文化の振興、発展、交流、環境整備、青少年の健全な育成、社会教育の推進及び地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十七年二月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人新規超流動現象研究会
- 三 代表者の氏名  
久保田 実
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都八王子市台町四丁目四十四番十三号 パレ・ドル西八王子 学生レジデンス四一三号室
- 五 定款に記載された目的  
一九八六年に発見された銅酸化物高温超伝導体以降に見出された超伝導体の多くに共通の量子渦状態等の特徴が見られ、「新しいタイプの超伝導体」と呼ばれている。本研究会は、これ迄に液体ヘリウムで知られている超流

動とは異なる「新しいタイプの超流動現象」の基礎研究の推進を図ると共に将来の応用への手掛かりを掴む為に活動する。尚、具体的には二〇〇四年以降、固体ヘリウム4で見出され、世界の学会で議論が続いている「固体超流動」等の「新しいタイプの超流動」現象の基礎研究及び金属―水素系等の研究を独自に推進すると共に、若者への「科学の普及」特に実験活動への誘いを念頭に、その関連現象の基礎研究の他、水素社会に密接に関連する高密度水素系である金属―水素系を含む工学的利用を展望した活動、情報交換活動をも推進、また国内及び国際研究交流と、広報活動を通して社会に貢献する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年二月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 Gender Action Platform
- 三 代表者の氏名  
目黒 依子
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都港区芝公園二丁目六番八号 日本女子会館六F IOW L
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、行政、市民団体、国際機関、民間企業等と協働しながら、日本国内及び開発途上国における、男女共同参画及び女性の活躍推進に資する調査研究、能力開発、情報発信・啓発等を行うことにより、性別にかか

わらず一人ひとりが能力を発揮できる社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年二月十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
NPO法人ひの市民活動団体連絡会
- 三 代表者の氏名  
湯口 裕
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都日野市大字日野千三百六十九番地の二十七
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、主に日野市において社会貢献活動を行う市民活動団体の中間支援組織として、市民活動の発展を促進し、市民による住みよいまちづくり・社会づくりの基盤整備と充実に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

管理処分計画の変更について

東京都市計画事業環状第二号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業(第三工区)の管理処分計画を変更したので、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第百十八条の十において準用する同法第八十六条第一項の規定により、次のとおり公告する。

- 平成二十七年三月十九日
- 東京都市計画事業環状第二号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業
- 施行者 東京都

東京都知事 舛 添 要 一

一 第二種市街地再開発事業の名称  
東京都市計画事業環状第二号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業

二 施行者の名称  
東京都

三 事務所の所在地  
中野区中野一丁目二番五号 東京都再開発事務所

四 管理処分計画に係る工区に含まれる地域の名称  
港区新橋四丁目、同区西新橋二丁目、同区虎ノ門一丁目、同区虎ノ門二丁目、同区虎ノ門三丁目及び同区愛宕一丁目の各一部

五 管理処分計画の認可を受けた年月日  
平成二十一年三月六日

六 管理処分計画について  
平成二十七年三月十日

都市再開発法施行令(昭和四十四年政令第百三十二号)第四十六条の二第五号に掲げる軽微な変更をした年月日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年三月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
許可を受けた者の住所及び氏名

府中市白糸台六丁目七番二、新宿区西新宿一丁目二十六番十五及び同番二十

野村不動産株式会社  
代表取締役 中井加明三  
東村山市美住町二丁目五番四  
新宿区西新宿一丁目二十六  
番二号  
野村不動産株式会社  
代表取締役 中井加明三

府中市白糸台三丁目三十二番  
一及び同番十七  
新宿区西新宿一丁目二十六  
番二号  
野村不動産株式会社  
代表取締役 中井加明三

東久留米市南沢四丁目八十六  
番一  
武蔵野市吉祥寺本町一丁目  
三十一番十一号  
アグレ都市デザイン株式会  
社  
代表取締役 大林 竜一

稲城市若葉台二丁目十四番三  
号  
中央区京橋三丁目十三番一  
号  
大成有楽不動産株式会社  
代表取締役 林 隆

小金井市貫井南町四丁目百四  
十三番二十八  
埼玉県さいたま市浦和区高  
砂二丁目二番三号  
株式会社松家不動産  
代表取締役 宗像 傳

東久留米市中央町五丁目千五  
百十一番二、同番三並びに千  
五百十二番二から同番四まで  
の各一部及び同番七  
武蔵野市境二丁目二番二号  
株式会社飯田産業  
代表取締役 兼井 雅史

争議行為の予告について

中野運輸株式会社代表取締役松原軍次から争議行為を行  
う旨の通知が平成二十七年三月九日にあったので、労働関  
係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十  
条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表  
する。

平成二十七年三月十九日

東京都知事 舩 添 要 一

一 事件

自治労・公共サービス清掃労働組合中野支部の争議行  
為に対抗する件  
二 日時

三 場所及び所在地

平成二十七年三月二十日以降問題解決に至るまでの間  
中野運輸株式会社本社営業所 中野区丸山一丁目二番  
一号

四 種類

事業所の閉鎖、就労拒否その他一切の争議行為。(以  
上原文のまま掲載)

雑 報

東京都職員共済組合処務規程の一部を改正する規程を公  
布する。  
平成二十七年三月十九日

東京都職員共済組合

理事長 秋 山 俊 行

●東京都職員共済組合規程第一号

東京都職員共済組合処務規程の一部を改正す  
る規程

東京都職員共済組合処務規程(昭和三十七年東京都職員  
共済組合規程第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「係に係長を」を削り、同条第五項中  
「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に  
改め、同条中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項と

する。

第五条第六項中「課長補佐、係長、主査、担当係長及び  
次席」を「課長代理」に改める。  
第九条の二を削る。

第十条を次のように改める。

(課長代理の職責)

第十条 課長代理は課長の命を受け、係の事務又は担任の  
事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督する。

2 課長代理は、課長を補佐する。  
第十二条中「課長」の下に「及び課長代理」を加え、

「または」を「又は」に改める。  
第十三条及び第十四条中「若しくは課長」を「課長若

しくは課長代理」に改める。  
第十五条中「又は課長」を「課長又は課長代理」に改  
める。

第十五条の二中「若しくは部長」を「部長若しくは課  
長」に改める。  
第十七条第二項の表中「課長補佐(課長補佐を置かない

ときは、課長があらかじめ指定する係長又は主査)」を  
「課長代理」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第十四条の規定により課長代理の決定の対象とされた  
事案について至急に決定を行う必要がある場合において  
当該課長代理が不在であるときは、課長が決定するもの  
とする。

第十八条第一項中「こえる」を「超える」に改め、同項  
の表中

課長補佐又	前条第二項の規定により課長補
-------	----------------



は係長若しくは主査  
佐又は係長若しくは主査の決定  
対象とされた事案  
部長

課長代理	
第十四条の規定により課長代理の決定の対象とされた事案	課長
前条第二項の規定により課長代理の決定の対象とされた事案	部長

改める。

第十九条を次のように改める。

(事案決定への関与)

第十九条 事案の決定権者は、次の表の上欄に掲げる事案については、同表下欄に掲げる者に審議を行わせるものとする。

理事長が決定する事案	事務局長
事務局長が決定する事案	主管に係る部長
部長が決定する事案	主管に係る課長
課長が決定する事案	主管に係る課長代理

2 事案の決定権者は、事案の決定に当たり、東京都職員共済組本文書管理規程(平成十七年東京都職員共済組合同規程第一号)第二十九条の二の規定により審議を行わせるものとする。

3 事案の決定権者は、次の表の上欄に掲げる事案であつて、当該事案を主管する部長若しくは課長以外の部長若しくは課長の主管し、又は担当する事務に直接影響を与えるものについては、第一項の規定により審議を行う者をしてその影響を受ける同表下欄に掲げる部長、課長若しくは課長代理に協議を行わせ、又は自ら協議するものとする。

を

に

事務局長が決定する事案  
部長

部長が決定する事案	課長(当該事案により受ける直接の影響が部全般に及ぶ場合は部長)
課長が決定する事案	課長代理(当該事案により受ける直接の影響が課全般に及ぶ場合は課長)

4 事案の決定権者は、東京都職員共済組合財務規程(昭和四十年東京都職員共済組合同規程第五号)その他の事務執行に関する規程又は通達(以下「事務執行規程等」という。)により協議その他の当該事案決定に対する関与が必要とされる事案については、事務執行規程等により協議を行わせなければならない。

5 課長代理が決定する事案は、審議を行わないものとする。この場合において、当該事案を主管する課長代理以外の課長代理の主管し、又は担当する事務に直接影響を与えるものについては、自ら協議するものとする。

第二十條第一項を次のように改める。  
前条に定めるもののほか、事案の決定に対する審議については第十七条の規定を、協議については第十六条及び第十七条の規定を、それぞれ準用する。

3 審議又は協議を行う者は、前条又は第一項の規定により準用する第十六条の規定により自己の審議又は協議の対象とされた事案について、自己の指揮監督する職員のうちから指定した者に審議又は協議の補助を行わせることができる。

第二十一条第二項の表中

事務局長  
係長、主査又は担当係長

部長  
係長、主査又は担当係長

課長	係員
事務局長及び部長	課長代理
課長及び課長代理	係員

改める。

第二十二條及び第二十三條を削り、第二十四條を第二十二條とする。

別表を次のように改める。

別表(第十四条関係)

理事長	事務局長	部長	課長	課長代理
一 組合の運営にかかわる一般方針の確定に関すること。	一 短期給付・長期給付及び福祉事業の実施に関すること。			
二 組合が執行すべき事務事業に係る基本的な方針及び計画の設定、変更又は廃止に関すること。				

を

に

六 住宅の 建設基 礎	五 率の決 定に關 するこ と。	四 成立 した予 算に係 る事務 の事務 について の基本 的な執 行方針 の決定 に關す ること。	三 の編成 に關す ること。	二 成立 した予 算に係 る事務 の事務 について の執行 計画の 設定、 変更又 は廃止 に關す ること。	三 負擔 金、掛 金及び 追加費 用の計 算及び 通知に 關する こと。	四 組合 員資格 及び被 扶養者 の認定 に關す ること。	五 職員 の住宅 建設の 実
----------------------	------------------------------	--	-------------------------	---	---	--	----------------------------

十 事務 局長及 びこれ に準ず る職に ある者 の海外	九 課長 及びこ れに準 ずる職 以上の 職にあ る者の 任免及 び服務 等につ いての 都との 協議及 び報告 に關す ること。	八 組合 会に提 出する 議案に 關する こと。	七 組合 会の招 集に關 すること。	六 課長 代理及 びその 他の職 にある 都職員 の任免 及び服 務等に ついて の都と の協議 及び報 告に關 すること。	五 負擔 金、掛 金及び 追加費 用の計 算及び 通知に 關する こと。	四 組合 員資格 及び被 扶養者 の認定 に關す ること。	三 の住宅 建設の 実
---	---	--	--------------------------------	---	---	--	----------------------

七 部長 及びこ れに準 ずる職 にある 者の海 外出張、	六 課長 代理及 びその 他の職 にある 都職員 の任免 及び服 務等に ついて の都と の協議 及び報 告に關 すること。	五 負擔 金、掛 金及び 追加費 用の計 算及び 通知に 關する こと。	四 組合 員資格 及び被 扶養者 の認定 に關す ること。	三 の住宅 建設の 実
--	---	---	--	----------------------

一 課長 及びこ れに準 ずる職 にある 者の出 張、職	一 課長 代理及 びその 他の職 にある 都職員 の任免 及び服 務等に ついて の都と の協議 及び報 告に關 すること。	一 課長 代理及 びその 他の職 にある 都職員 の任免 及び服 務等に ついて の都と の協議 及び報 告に關 すること。	一 課長 代理及 びその 他の職 にある 都職員 の任免 及び服 務等に ついて の都と の協議 及び報 告に關 すること。	一 課長 代理及 びその 他の職 にある 都職員 の任免 及び服 務等に ついて の都と の協議 及び報 告に關 すること。
---	---	---	---	---

一 職員 事務分 掌、出 張、専 念する	一 課長 代理及 びその 他の職 にある 都職員 の任免 及び服 務等に ついて の都と の協議 及び報 告に關 すること。	一 課長 代理及 びその 他の職 にある 都職員 の任免 及び服 務等に ついて の都と の協議 及び報 告に關 すること。	一 課長 代理及 びその 他の職 にある 都職員 の任免 及び服 務等に ついて の都と の協議 及び報 告に關 すること。	一 課長 代理及 びその 他の職 にある 都職員 の任免 及び服 務等に ついて の都と の協議 及び報 告に關 すること。
-------------------------------------	---	---	---	---

一 課長 代理及 びその 他の職 にある 都職員 の任免 及び服 務等に ついて の都と の協議 及び報 告に關 すること。	一 課長 代理及 びその 他の職 にある 都職員 の任免 及び服 務等に ついて の都と の協議 及び報 告に關 すること。	一 課長 代理及 びその 他の職 にある 都職員 の任免 及び服 務等に ついて の都と の協議 及び報 告に關 すること。	一 課長 代理及 びその 他の職 にある 都職員 の任免 及び服 務等に ついて の都と の協議 及び報 告に關 すること。	一 課長 代理及 びその 他の職 にある 都職員 の任免 及び服 務等に ついて の都と の協議 及び報 告に關 すること。
---	---	---	---	---

出張、 出張及 び服務 に關す ること。	出張及 び服務 に關す ること。	出張及 び服務 に關す ること。	出張及 び服務 に關す ること。	出張及 び服務 に關す ること。
----------------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------

八 予定 価格が 二億円 以上	八 予定 価格が 二億円 以上	八 予定 価格が 二億円 以上	八 予定 価格が 二億円 以上	八 予定 価格が 二億円 以上
-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

二 部に 所属す る一般 職員 (課長 代理 を除く。 )の部 内課配 置に關 すること。	二 部に 所属す る一般 職員 (課長 代理 を除く。 )の部 内課配 置に關 すること。	二 部に 所属す る一般 職員 (課長 代理 を除く。 )の部 内課配 置に關 すること。	二 部に 所属す る一般 職員 (課長 代理 を除く。 )の部 内課配 置に關 すること。	二 部に 所属す る一般 職員 (課長 代理 を除く。 )の部 内課配 置に關 すること。
--	--	--	--	--

二 予定 価格が 八百万 円未 満	二 予定 価格が 八百万 円未 満	二 予定 価格が 八百万 円未 満	二 予定 価格が 八百万 円未 満	二 予定 価格が 八百万 円未 満
----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------

泊を伴 う場合 を除く。 (年次 休暇、 有給休 暇に係 る時季 の変更 並びに 介護休 暇、病 気休暇 及び超 勤代休 時間除 く。) 及び事 故欠勤 に關す ること。	泊を伴 う場合 を除く。 (年次 休暇、 有給休 暇に係 る時季 の変更 並びに 介護休 暇、病 気休暇 及び超 勤代休 時間除 く。) 及び事 故欠勤 に關す ること。	泊を伴 う場合 を除く。 (年次 休暇、 有給休 暇に係 る時季 の変更 並びに 介護休 暇、病 気休暇 及び超 勤代休 時間除 く。) 及び事 故欠勤 に關す ること。	泊を伴 う場合 を除く。 (年次 休暇、 有給休 暇に係 る時季 の変更 並びに 介護休 暇、病 気休暇 及び超 勤代休 時間除 く。) 及び事 故欠勤 に關す ること。	泊を伴 う場合 を除く。 (年次 休暇、 有給休 暇に係 る時季 の変更 並びに 介護休 暇、病 気休暇 及び超 勤代休 時間除 く。) 及び事 故欠勤 に關す ること。
---	---	---	---	---

（東京）都職員共済組合の長期継続契約を締結すること  
が、でき、る契約を定める規程（平成十九年）  
（平成十九年）規程を定める規程（平成十九年）  
職員の共同組合規程第十号の規定に基づき、  
長期継続契約（以下「長期継続契約」といふ。）  
に、あつては、月額に十二乗じて得た額又は年額が二億  
円以上であること。

（長期）継続契約に、あつては、月額に十二乗じて得た額又は年額が八億円未満の請負若しくは、  
より行う工事、修繕、通信又は運搬に係る役務の提供に、  
（長期）継続契約に、あつては、月額に十二乗じて得た額又は年額が八億円未満の請負

（長期）継続契約に、あつては、月額に十二乗じて得た額又は年額が八億円未満の請負若しくは、  
より行う工事、修繕、通信又は運搬に係る役務の提供に、  
（長期）継続契約に、あつては、月額に十二乗じて得た額又は年額が八億円未満の請負

九 予定 価格が六千万円以上六千万円未満の請負若しくは、  
より行う工事、修繕、通信又は運搬に係る役務の提供に、  
（長期）継続契約に、あつては、月額に十二乗じて得た額又は年額が六千万円未満の請負若しくは、  
より行う工事、修繕、通信又は運搬に係る役務の提供に、  
（長期）継続契約に、あつては、月額に十二乗じて得た額又は年額が六千万円未満の請負

四 予定 価格が三百万円以上三百万円未満の請負若しくは、  
より行う工事、修繕、通信又は運搬に係る役務の提供に、  
（長期）継続契約に、あつては、月額に十二乗じて得た額又は年額が三百万円未満の請負若しくは、  
より行う工事、修繕、通信又は運搬に係る役務の提供に、  
（長期）継続契約に、あつては、月額に十二乗じて得た額又は年額が三百万円未満の請負

三 予定 価格が三百万円未満の請負若しくは、  
より行う工事、修繕、通信又は運搬に係る役務の提供に、  
（長期）継続契約に、あつては、月額に十二乗じて得た額又は年額が三百万円未満の請負若しくは、  
より行う工事、修繕、通信又は運搬に係る役務の提供に、  
（長期）継続契約に、あつては、月額に十二乗じて得た額又は年額が三百万円未満の請負

十 百万円以上の補助金、分擔金及び負擔金（法令に基き、交付が義務付けられているもの及び局長が事務部長の決定によることとが適当であると認められたものを除く。）の交付並びに寄附金の贈与に、  
（長期）継続契約に、あつては、月額に十二乗じて得た額又は年額が三百万円未満の請負若しくは、  
より行う工事、修繕、通信又は運搬に係る役務の提供に、  
（長期）継続契約に、あつては、月額に十二乗じて得た額又は年額が三百万円未満の請負

五 四十 万円以上の補助金、分擔金及び負擔金（法令に基き、交付が義務付けられているもの及び局長が事務部長の決定によることとが適当であると認められたものを除く。）の交付並びに寄附金の贈与に、  
（長期）継続契約に、あつては、月額に十二乗じて得た額又は年額が三百万円未満の請負若しくは、  
より行う工事、修繕、通信又は運搬に係る役務の提供に、  
（長期）継続契約に、あつては、月額に十二乗じて得た額又は年額が三百万円未満の請負

四 四十 万円以上の補助金、分擔金及び負擔金（法令に基き、交付が義務付けられているもの及び局長が事務部長の決定によることとが適当であると認められたものを除く。）の交付並びに寄附金の贈与に、  
（長期）継続契約に、あつては、月額に十二乗じて得た額又は年額が三百万円未満の請負若しくは、  
より行う工事、修繕、通信又は運搬に係る役務の提供に、  
（長期）継続契約に、あつては、月額に十二乗じて得た額又は年額が三百万円未満の請負

<p>十三 特 に重要 な告示、 公告、 公表、 通告、 申請、 照会、 回答、 諮問及 び通知 に関する こと。</p>	<p>十一 定 款、運 営規則 その他 諸規程 の制定 の改廃に 関する こと。</p>
<p>十二 重 要な事 項に 関する 報告、 申請、 進達及 び副申 に 関する こと。</p>	<p>十二 特 に重要 な事項 に関する 報告、 申請、 進達及 び副申 に 関する こと。</p>
<p>七 重要 な告示、 公告、 公表、 通告、 申請、 照会、 回答、 諮問及 び通知 に関する こと。</p>	<p>六 重要 な事項 に関する 報告、 申請、 進達及 び副申 に 関する こと。</p>
<p>六 告示、 公告、 公表、 通告、 申請、 照会、 回答、 諮問及 び通知 に関する こと。</p>	<p>五 報告、 申請、 進達及 び副申 に 関する こと。</p>
<p>三 申請、 照会、 回答、 諮問及 び通知 に関する こと。</p>	<p>二 報告、 申請、 進達及 び副申 に 関する こと。</p>
<p>十四 特 に重要 な審査 請求、 異議の 申立て 及び訴 訟に関 するこ と。</p>	<p>十四 特 に重要 な審査 請求、 異議の 申立て 及び訴 訟に関 するこ と。</p>
<p>九 損害 賠償額 の決定 及び和 解に関 するこ と。</p>	<p>十三 審 査請求、 異議の 申立て 及び訴 訟に関 するこ と。</p>
<p>九 損害 賠償額 の決定 及び和 解に関 するこ と。</p>	<p>八 審査 請求、 異議の 申立て 及び訴 訟に関 するこ と。</p>
<p>十七 特 に重要 な個人 情報 の開示、 訂正及 び利用 停止に 関する こと。</p>	<p>七 諸証 明に 関する こと。</p>
<p>十六 重 要な事 項に 関する 報告、 申請、 進達及 び副申 に 関する こと。</p>	<p>四 諸証 明に 関する こと。</p>
<p>十二 重 要な事 項に 関する 報告、 申請、 進達及 び副申 に 関する こと。</p>	<p>五 文書 の受理 に関する こと。</p>
<p>十一 重 要な事 項に 関する 報告、 申請、 進達及 び副申 に 関する こと。</p>	<p>八 文書 の受理 に関する こと。</p>
<p>十一 重 要な事 項に 関する 報告、 申請、 進達及 び副申 に 関する こと。</p>	<p>七 諸証 明に 関する こと。</p>
<p>十一 保 有個人 情報の 開示、 訂正及 び利用 停止に 関する こと。</p>	<p>六 重要 な個人 情報の 開示、 訂正及 び利用 停止に 関する こと。</p>
<p>十一 保 有個人 情報の 開示、 訂正及 び利用 停止に 関する こと。</p>	<p>五 文書 の受理 に関する こと。</p>
<p>十一 保 有個人 情報の 開示、 訂正及 び利用 停止に 関する こと。</p>	<p>四 諸証 明に 関する こと。</p>

を	除	く。	く。
---	---	----	----

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都職員共済組合シティ・ホール診療所処務規程の一部を改正する規程を公布する。

平成二十七年三月十九日

東京都職員共済組合

理事長 秋 山 俊 行

●東京都職員共済組合規程第二号

東京都職員共済組合シティ・ホール診療所処務規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合シティ・ホール診療所処務規程(平成十二年東京都職員共済組合規程第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「歯科」を「歯科口腔外科」に改める。

第三条第一項中「係に係長を」を削り、同条第二項中

「課長補佐を置くことができる」を「課長代理を置く」に改め、同条第三項中「担当係長」を削り、同条第四項

を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第四条第四項中「課長補佐、係長、担当係長、部門担当

主任技術員、看護長、次席及び主任技術員」を「課長代理、

部門担当主任技術員及び看護長(以下「課長代理等」とい

う。)」に改める。

第五条第五項中「課長補佐」を「課長代理」に改め、

「事務長を」の下に「補佐し、部門担当主任技術員及び看

護長は、副所長を」を加え、同条第六項中「係長、担当係

長、部門担当主任技術員及び看護長」を「課長代理等」に、「処理する」を「つかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督する」に改め、同条中第七項及び第八項を削り、第九項を第七項とする。

第六条第九号を削る。

第七条第一号中「こと」の下に「(課長代理の権限に属するものを除く。)」を加え、同条第二号中「四百万円」を「八百万円」に改め、同条第三号中「二百万円」を「三百万円」に改め、同条第六号中「軽易な事項に関する」を削り、同条第七号中「軽易な」を削る。

第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とする。

第十号中「及び第七条」を「から第八条まで」に、「及び事務長」を、「事務長又は課長代理」に改め、同条を第十一条とする。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

(課長代理の決定対象事案)

第八条 課長代理の決定すべき案件はおおむね次のとおりとする。

一 課長代理が指揮監督する所属職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)、及び事故欠勤に関する事案。

二 報告、答申、進達及び副申に関する事案(医療業務に関するものを除き、簡易なものに限る。))。

三 申請、照会、回答及び通知に関する事案(医療業務に関するものを除き、簡易なものに限る。))。

四 諸証明に関する事案(簡易なものに限る。))。

五 文書の受理に関する事案(簡易なものに限る。))。

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都職員共済組合文書管理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成二十七年三月十九日

東京都職員共済組合

理事長 秋 山 俊 行

●東京都職員共済組合規程第三号

東京都職員共済組合文書管理規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合文書管理規程(平成十七年東京都職員共済組合規程第一号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項第一号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第十六条第二項及び第三項並びに第十七条中「あて」を「宛て」に改める。

第十八条第二項第一号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第二十一条中「あて」を「宛て」に改める。

第二十九条第二項中「上司」の下に「(課長代理が決定する事案にあつては、当該事案の決定権者)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(審査)

第二十九条の二 次の表の上欄に掲げる事案に係る起案文書の審査については、同表下欄に掲げる者が行うものとする。

第二十九条の二 次の表の上欄に掲げる事案に係る起案文書の審査については、同表下欄に掲げる者が行うものとする。

理事長が決定する事案	総務課長並びに主管に係る文書主任及び文書取扱主任
事務局長が決定する事案	文書主任及び主管に係る文書取扱主任
部長が決定する事案	主管に係る文書取扱主任(文書主任を置く課にあつては、文書主任)
課長又は課長代理が決定する事案	文書取扱主任(文書主任を置く課にあつては、文書主任)
東京都公報に đăng載すべき事項に係る事案又は法規の解釈に関する事案	総務課長及び文書主任

2 前項の規定により、次の表の上欄に掲げる者の審査の対象とされた事案に係る起案文書について至急に審査を行う必要がある場合において当該事案について審査を行う者が不在であるときは、同表下欄に掲げる者が審査を行うものとする。

総務課長	総務課長があらかじめ指定する課長代理
文書主任及び文書取扱主任	課長が文書事務をつかさどる係員のうちからあらかじめ指定する者

3 総務課長は、東京都公報に đăng載すべき事項に係る定例的な事案に係る起案文書の審査を、総務課長があらかじめ指定する課長代理に行わせることができる。

4 第一項及び前項の規定により審査を行う者は、自己の審査の対象とされた事案に係る起案文書の審査について自己の指揮監督する職員のうちから指定した者に審査の補助を行わせることができる。

5 第一項の規定にかかわらず、課長代理が決定する事案

において、文書主任又は文書取扱主任である課長代理自らが決定権者である場合は、当該事案の審査については、課長が文書事務をつかさどる係員のうちからあらかじめ指定する者が行うものとする。

第三十四条中「あて先欄」を「宛先欄」に改める。

別表起案文書の部文書の開示等に関するものの項中「かんするもの」を「関するもの」に改め、同部請負及び委託による事業に関するものの項中「八千万円」を「二億円」に改め、物品等の買入れ等に関するものの項中「四千万円」を「六千万円」に改める。

別記第五号様式甲を次のように改める。

第5号様式甲 (第23条関係)

(表)

文書記号・番号	第 号	保存期間	年	分類記号	年	月	日	引継ぎ	
									文取扱い
文取扱い	回数・施行	経過	施行予定	案	起	受	年	月	日
先方の文書	年	月	日	号	収	年	月	日	送
宛先	理局部課代	件名	起案者	事務担当者	審査	総務課長	文書主任	文書取扱い	
									決定権者
起案	部	課	係	電話	事務局長	主管部長	主管課長	主管課長代理	
協議	議	決定後供覧							
43×18									

備考 裏面は、第5号様式乙(表)と同じ。

(日本工業規格A列4番)

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都職員共済組合組合会の招集について

平成二十六年第四回東京都職員共済組合組合会を次のとおり招集する。

平成二十七年三月十九日

東京都職員共済組合

理事長 秋 山 俊 行

一 日時 平成二十七年三月二十七日 午前十時十五分

二 場所 新宿区西新宿二丁目四番一号 新宿NSビル三階 西ブロック三―J会議室

三 議事 第一号議案 平成二十七年事業計画及び予算(案)

第二号議案 東京都職員共済組合定款の一部変更について

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 一七〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川二丁目三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
112-0002